

「植物品種保護戦略フォーラム」運営要領

制定:平成14年10月7日

改定:平成15年6月12日

改定:平成20年6月27日

改定:平成24年6月15日

改定:平成25年6月13日

1. 名称

本フォーラムは、植物品種保護戦略フォーラムと称する。

2. 目的

本フォーラムは、植物品種育成者権等の知的財産権保護に関心のある企業・団体等が相互協力・連携促進を図り、また、政府とも連携し、一体となって侵害対策を含めた具体的な活動を行い、もって植物品種育成者権の保護促進に寄与することを目的とする。

3. 会員

本フォーラムは、植物品種育成者権等の知的財産権保護に関心のある企業・都道府県等・団体・個人を会員とする。

4. フォーラムの組織及び活動

- (1)総会は、本フォーラムの会員により構成され、原則として年1回開催する。
- (2)本フォーラムには、総会の決定により座長を置く。座長は、フォーラムの活動を総合的に調整・推進する。
- (3)総会は、座長の選出、本フォーラムの企画、運営に関する基本的な事項等を決定する。
- (4)本フォーラムには、企画委員会、事務局を置く。
- (5)企画委員会は、座長の諮問に応じ、本フォーラムの活動方針等を審議する。
- (6)企画委員は、座長が指名する。
- (7)事務局の業務は、公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会に委託する。
- (8)事務局は、座長の指示により本フォーラムの活動を支援するための事務を行う。

5. 年会費

会員は本フォーラムの運営に必要な費用に充てるため、以下に定める年会費を負担するものとする。ただし、企業会員・都道府県等会員・個人会員の加盟する団体が本フォーラム団体会員である場合には、年会費を免除することができる。

企業会員・都道府県等会員・団体会員 : 1口1万円、1口以上

個人会員 : 1口2千円、1口以上

6. 活動参加費の徴収

本フォーラムは年会費のほかに、各活動毎に参加者から必要な参加費を徴収する。